

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

平成23年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律について、同法が国民生活に緊急の影響があるもの等に係る現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）と経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律（以下「修正法」という。）に分割されたことに伴い、平成23年度の税制改正に係る鳥取県税条例の一部を改正する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 改正法に係る改正規定の施行日を改正法の施行日とし、修正法に係る改正規定の施行日を規則で定める日とする等施行日を改める。
- (2) 修正法に係る改正規定の施行に必要となる経過措置は、規則で定めることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。